

2026年8月～高額療養費制度 自己負担限度額の改定について

高額療養費制度 自己負担限度額の改定につきまして

令和8年度診療報酬改定に伴い、厚生労働省の定める高額療養費制度の自己負担限度額が改定されます。

物価・賃金上昇に対応するため、国が制度を見直したもので、令和8年8月1日より適用されます。

①月額自己負担額が引き上げられます。(全所得区分)

令和8年8月診療分より、69歳以下、70歳以上のすべての所得区分において、1月の自己負担限度額が改定されます。

②年間上限額(令和8年8月1日～令和9年7月31日まで)が新たに設定されます。

③多数回該当の限度額は据え置きです。

自己負担限度額（69歳以下）

区分	～R8.7(改定前)	R8.8～R9.7（改定後）
ア 標準報酬月額83万以上	252,600円+(医療費－842,000円)×1% <多数該当140,100円>	270,300円+(医療費－901,000円)×1% <多数該当140,100円>
イ 標準報酬月額53万～79万円	167,400円+(医療費－558,000円)×1% <多数該当93,000円>	179,100円+(医療費－597,000円)×1% <多数該当93,000円>
ウ 標準報酬月額28万～50万円	80,100円+(医療費－267,000円)×1% <多数該当44,400円>	85,800円+(医療費－286,000円)×1% <多数該当44,400円>
エ 標準報酬月額26万円以下 住民税課税	57,600円 <多数該当44,400円>	61,500円 <多数該当44,400円>
オ 住民税非課税世帯	35,400円 <多数該当24,600円>	36,900円 <多数該当24,600円>

※多数回該当：同一世帯で、当該以前12か月に高額療養費の支給月が3か月以上ある場合の4か月目以降の限度額

自己負担限度額（70歳以上）

区分	～R8.7(改定前)	R8.8～R9.7（改定後）
現役並み所得者Ⅲ 標準報酬月額83万以上	252,600円＋(医療費－842,000円) × 1% ＜多数該当140,100円＞	270,300円＋(医療費－901,000円) × 1% ＜多数該当140,100円＞
現役並み所得者Ⅱ 標準報酬月額53万～79万円	167,400円＋(医療費－558,000円) × 1% ＜多数該当93,000円＞	179,100円＋(医療費－597,000円) × 1% ＜多数該当93,000円＞
現役並み所得者Ⅰ 標準報酬月額28万～50万円	80,100円＋(医療費－267,000円) × 1% ＜多数該当44,400円＞	85,800円＋(医療費－286,000円) × 1% ＜多数該当44,400円＞
一般 現役並み・低所得以外の方	57,600円 ＜多数該当44,400円＞	61,500円 ＜多数該当44,400円＞
低所得者Ⅱ 低所得Ⅰ以外の方	24,600円 ＜多数該当24,600円＞	25,700円 ＜多数該当24,600円＞
低所得者Ⅰ 年金収入のみの場合 受給額80万円以下など	15,000円	15,700円

※多数回該当：同一世帯で、当該以前12か月に高額療養費の支給月が3か月以上ある場合の4か月目以降の限度額

※入院時の食事負担・差額ベット代等は高額療養費の対象にはなりません。